

住宅手当緊急特別措置事業 へのご協力をお願い

厳しい雇用失業情勢が続いている中、住居を失われる離職者の増加がさらに懸念されています。住居を失うことは、生活の拠点となる場とともに、就職活動に必要な住所も失ってしまうことであり、安定した仕事に就くに当たって、大きな制約となってしまいます。

そこで、この度、国の事業である「住宅手当緊急特別措置事業」として、住居を失われた離職者の方々に、最長6ヶ月間、住宅の賃料を支給し、住居を確保しつつ、その間に安定した仕事に就いていただくよう、ハローワークや自治体が支援することとなりました。

会員の皆様にご協力をお願いしたいこと

【関係書類への記入】

本事業の実施に当たり、申請者が住居を探すために賃貸住宅を扱う宅地建物取引業者様をお訪ねする際に、申請者が持参する「入居予定住宅に関する状況通知書」に必要事項をご記入いただく必要があります。

【御協力いただける会員様の名簿の提供】

住宅手当の申請者が住宅を探しやすくなるよう、自治体の申請窓口で、申請者にご提供いただいた名簿の内容を情報提供させていただきます。

賃貸住宅を扱う宅地建物取引業者様におかれましては、現下の雇用情勢や住居を失うことの問題点、制度の趣旨などをご理解いただき、住居を失われた離職者の方々が一刻も早く住居を確保し、就職活動ができますよう、本事業へのご協力を何卒よろしく願いいたします。

制度に関するお問い合わせ先

東京都福祉保健局生活福祉部計画課：早川・伊藤・内川

電話 03(5320)4039

ファクシミリ 03(5388)1403